

# ご存知ですか？

2020年4月1日から

## 原則 **屋内禁煙** になります！



健康増進法の改正により、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーから**ルール**へ変わります。

多くの人(客・従業員含め2名以上)が利用する施設は**すべて対象**です！

※個人の住宅、ホテル・旅館の客室など、居住に提供される場所は適用除外

一定の基準を満たす場合は設置可能 ※これらを推奨するものではありません。

### 1 喫煙専用室

- \* 喫煙が可能
- \* 飲食や業務を行うことは禁止  
(飲食用の自販機やテレビの設置も不可)



### 2 加熱式たばこ専用喫煙室

- \* 加熱式たばこ限定
- \* 飲食や業務も可能



### 3 喫煙可能室 ※一部の飲食店のみの経過措置



- \* 喫煙が可能
- \* 飲食や業務も可能
- \* 施設全体を喫煙可能室とすることも可

以下をすべて満たす店舗のみ対象

- 2020年4月1日時点で営業している飲食店
- 資本金が5,000万円以下
- 客室の面積が100㎡以下

管轄保健所への**届出**と指定書類を備えておくことが必須!!

4 上記のほか、喫煙を主目的とする**喫煙目的施設**があります。(たばこ小売販売業許可、主食提供なし等の要件あり)

1 ~ 4 の場合、以下の**義務**があります。

- 喫煙エリアは **20歳未満立入禁止**
- 施設の出入口及び喫煙室の出入口に**標識の掲示**が必要(記載事項が定められています。)
- 喫煙室外への**煙の流出防止措置**が必要(詳細は下記参照)
- 広告・宣伝**の際には、喫煙室設置施設であることを**明瞭かつ正確に表示**する(2 ~ 4のみ)

**喫煙室設置の技術的基準** <以下の**すべて**を満たす必要があります>

- 喫煙室の出入り口において、室外から室内に**流入する空気の気流が0.2m毎秒以上**あること
- 喫煙室からたばこの煙が室外に流出しないよう、**壁・天井等によって区画**されていること
- たばこの煙が屋外または外部の場所に**排気**されていること
- 管理権原者\*の責めに帰ることができない事由によって上記基準を満たすことができない場合のみ、『**脱煙機能付き喫煙ブース**』(性能要件あり)を設置することも可能とされています。(経過措置)
- 施設のすべてを**3 喫煙可能室**とする場合は、室外にたばこの煙が流出しないよう、壁・天井等によって区画されていることが基準となります。

## 20歳未満の方は従業員であっても喫煙エリアへの立入りが禁止！



20歳未満の方については、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、一切、喫煙エリア（屋内、屋外を含めた全ての喫煙室、喫煙設備）へは立入禁止となります。

また、たとえ従業員であっても立ち入らせることはできません。

## そのほか、施設の管理権原者※には以下の義務が課せられます！

- \* 喫煙禁止場所に喫煙器具、設備等の設置をしない。
- \* 喫煙室を設置する場合、その旨を示す標識を設置する。
- \* 喫煙室を設置する場合、表面の技術的基準に適合するよう維持する。

※ 管理権原者：施設における設備改修等の方針の判断や決定を行う立場にある者

## 義務違反者に対しては、最大50万円の罰則（過料）が課せられることがあります。

※ まず、指導・命令等を行い、改善が見られない場合に適用します。

### 支援措置があります！

- 各種喫煙室の設置等にかかる財政支援制度があります。  
（助成率は経費の2分の1（飲食店は3分の2）、上限100万円）  
※一定の条件があります。

詳しくは、厚生労働省ホームページ又は高知労働局（電話：088-885-6023）まで

- 喫煙室設置等の技術的な相談（無料） 電話：050-3537-0777 委託先：（社）日本労働安全衛生コンサルタント協会
- 測定機器の貸出し（無料） 電話：03-3635-5111 委託先：柴田科学（株）

<厚生労働省ホームページ>

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

受動喫煙

検索

## ◎ ご相談・喫煙可能室の届出は、管轄の福祉保健所・保健所へ

相談窓口	電話番号	所在地	所管する市町村
安芸福祉保健所	0887-34-3177	〒784-0001 安芸市矢ノ丸1丁目4-36	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
中央東福祉保健所	0887-53-3172	〒782-0016 香美市土佐山田町山田1128-1	南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村
中央西福祉保健所	0889-22-1247	〒789-1201 高岡郡佐川町甲1243-4	土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村
須崎福祉保健所	0889-42-1875	〒785-8585 須崎市東古市町6-26	須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町
幡多福祉保健所	0880-34-5120	〒787-0028 四万十市中村山手通19	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町
高知市保健所	088-803-8005	〒780-0850 高知市丸の内1丁目7-45	高知市